

新東京国際空港建設実施本部の設置について（昭和42年7月21日閣議決定）新旧対照条文

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>成田国際空港建設実施本部の設置について</u></p> <p>1 <u>成田国際空港</u>の建設について、その具体的な施策の実施を推進し、関係行政機関等相互の緊密な連絡を図るため、国土交通省に<u>成田国際空港建設実施本部</u>（以下「本部」という。）を設ける。</p> <p>2 本部の構成は、次のとおりとする。 本部長 <u>成田国際空港建設担当大臣</u>（<u>成田国際空港建設担当大臣</u>が任命されていない場合にあっては国土交通大臣） 副本部長 （略） 本部員 （略） <u>成田国際空港株式会社社長</u></p> <p>3 本部長は、<u>成田国際空港</u>の建設実施の推進に関し、必要があるときは、関係行政機関その他の機関の代表者の報告及び意見を求めることができるものとする。</p> <p>4 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>新東京国際空港建設実施本部の設置について</u></p> <p>1 <u>新東京国際空港</u>の建設について、その具体的な施策の実施を推進し、関係行政機関等相互の緊密な連絡を図るため、国土交通省に<u>新東京国際空港建設実施本部</u>（以下「本部」という。）を設ける。</p> <p>2 本部の構成は、次のとおりとする。 本部長 <u>新東京国際空港建設担当大臣</u>（<u>新東京国際空港建設担当大臣</u>が任命されていない場合にあっては国土交通大臣） 副本部長 （略） 本部員 （略） <u>新東京国際空港公団副総裁</u></p> <p>3 本部長は、<u>新東京国際空港</u>の建設実施の推進に関し、必要があるときは、関係行政機関その他の機関の代表者の報告及び意見を求めることができるものとする。</p> <p>4 （略）</p>